



Title	元禄期における伏見・堺両奉行の一時廃止と幕府の遠国奉行政策
Author(s)	村田, 路人
Citation	大阪大学大学院文学研究科紀要. 2003, 43, p. 1-25
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/10580
rights	本文データはCiNiiから複製したものである
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

元禄期における伏見・堺両奉行の

一時廃止と幕府の遠国奉行政策

村田路人

はじめに

元禄九年（一六九六）二月、伏見奉行と堺奉行が廃止され、それぞれ京都町奉行と大坂町奉行が兼帶することになった。伏見・堺両奉行の廃止期間は長くはなく、同十一年十一月には伏見奉行が、同十五年十一月には堺奉行が復活した。

この事実はよく知られており、幕府上方支配における意義づけも試みられている。朝尾直弘氏は、これを畿内幕領の社会構造の変化に対応した制度改革の一つとしてとらえ、廃止－復活という朝令暮改的な措置は、社会構造の変化に有効に対応できずに動搖していた畿内の幕藩制支配を示すものとしている⁽¹⁾。鎌田道隆氏は、これを享保七年（一七二二）の国分けに向けての試行錯誤であり、京都・大坂への権力集中の試みとした⁽²⁾。周知のように、享保七年の国分けとは、京都町奉行が有していた上方八カ国（五畿内と近江・丹波・播磨）の地方についての公事・訴訟の裁判権を、この年以後、摂津・河内・和泉・播磨四カ国については大坂町奉行に移し、京都町奉行の裁判権を、山城・大和・近江・丹波四カ国に限定したことである⁽³⁾。藪田貢氏も、これを享保の国分けの前史ととらえ、京都中心の集権的な上方支配機構が、京都・大坂へ二元化していく過程の中での措置としている⁽⁴⁾。

以上三氏の論に共通するのは、元禄九年から同十五年にいたる伏見・堺両奉行の廃止－復活という制度改革が、幕府上方支配が抱えていた諸問題、すなわち、上方幕領支配や、京都町奉行以下の各幕府上方支配機関の権限分掌のありかたの問題への対応として行われたと

見ていることである。

いっぽう、大宮守友氏は、定員が一名から二名に増員されていた元禄九年四月から同十五年十一月までの奈良奉行の勤務状況を明らかにし、同奉行の増員が幕府の遠国奉行政策の一環として行われたことを指摘している⁽⁵⁾。大宮氏の分析は、もっぱら奈良奉行の増員の問題に限定されてはいるものの、元禄期上方における遠国奉行の制度改革を解くにあたっては、幕府上方支配固有の問題だけでなく、外的契机をも考慮すべきという提言であり、注目すべきものである。

以上、元禄期における伏見・堺両奉行にかかる制度改革についての研究史をふりかえってみたが、じつは、いずれの研究も、正面からこの問題を取り上げ、検討したものではなく、わずかに触れているにすぎないのである。伏見に支配権を及ぼしていた伏見奉行、堺および和泉国に支配権を及ぼしていた堺奉行が、一時的にもせよ廃止され、京都町奉行や大坂町奉行がその機能をあわせもつたことが、これらの地域、あるいは上方全体の幕府支配にとつていかなる意義を有したのかについてはもちろん、両奉行の廃止にいたる経緯や、廃止後復活にいたる経緯についても、具体的な分析はない。本稿では、とりあえず伏見・堺両奉行の廃止―復活の経緯を、この時期の幕府の遠国奉行政策全体の中で具体的に検討し、この改革の意義を考える手がかりとしたい。

一 大坂町奉行加藤泰堅の罷免

伏見・堺両奉行が廃止されるきっかけとなつたのは、元禄八年（一六九五）十一月十四日の大坂町奉行加藤泰堅の罷免である。「柳營日次記」同年十一月十四日条には、評定所において、大目付・町奉行・目付列座の上で、加藤に対し次のような申し渡しがあつたことが記されている⁽⁶⁾。

大坂町奉行

其方儀、別段申渡
御用日不參 其上御用之儀を
病後とハ乍申節々相煩、御奉公をかゝし、組之与力まかせに公事・訴詔をとりさばかせ申候儀、且又、同役中相談不仕、組
之与力・同心に町人之手前より音物をとらせ候儀、重々不届ニ被思召候、急度可被仰付候得とも、御宥免被成、内藤紀伊守江御
先規より無之儀を
(玄信)

預ヶ被 仰付之

病後とはいえ欠勤し、公事・訴訟の取り扱いを配下の与力ませにしたこと、配下の与力・同心が町人から賄賂をとつたことなどが、罷免の理由であった。「寛政重修諸家譜」の同人の項には、「八年十一月十四日、泰堅つねに病に託して職務を怠り、専ら配下の与力に委ねをき、しかのみならず配下のものに市人より音物をうくることをゆるすの条、かれといひこれといひ曲事の至りなりとて采地を没収せられ、内藤豊前守式信にめしあづけらる」⁽⁷⁾ とある。

この加藤の罷免事情の詳細については、「御役人代々記」⁽⁸⁾ 六の大坂町奉行について説明した部分に触れるところがある。長文であるので原文は省略し、要旨だけを以下に記す。⁽⁹⁾

相役の松平忠周が江戸に下向し、加藤だけが町奉行所にいたとき、河内国にある柳沢吉保の所領の百姓と大坂町人との間で出入の公事があつた。大坂に住むある裕福な町人が死に、実子がなかつたので、町役人と町人の手代たちが相談して、町人の甥に跡式を継がせた。ところが、河内国の柳沢氏領の百姓のところに、その町人の娘がおり、百姓は自分の孫であるこの娘に跡式を継がせたいと考え、その旨を主張したが、死んだ町人が住んでいた町の者や、町人の手代たちは、跡式はすでに甥に継がせており、しかもその娘が、死んだ町人の娘であるというたしかな証拠もないとして、公事となつた。百姓は大坂町奉行所に訴えたが、病身の加藤は、いつもの通り、長年経験を積んだ与力に審理を任せた。与力は町人たちと百姓を召し出して審理を行つた結果、町人たちの申し分に理があると判断し、加藤に報告した。加藤はこれを受けて、町人たちの方を勝ちとする裁決を下した。

この判決に不満を抱いた百姓は、江戸に下つて老中に籠訴を行つた。そこで百姓は、与力が町人方から賄賂をとつて、非を理とし、理を非としたこと、加藤は病氣で公事訴訟を聞かず、与力任せにしたために自分は負けたことを訴えた。老中は、柳沢氏の所領の百姓と聞いて厄介に思い、將軍（綱吉）に百姓の主張をそのまま言上した。將軍の命によつて、この件を審議した評定所は、いつたん加藤の裁決通りの結論を出すが、將軍から差し戻され、最終的には百姓方の勝ちという結論を出してその裁可を得た。職務を与力任せにしたことで勘氣をこうむつた加藤は、奥州棚倉城主内藤式信にお預け、与力は私曲の罪科により切腹と仰せつけられた。

以上が、「御役人代々記」六が記す加藤罷免の経緯である。「御役人代々記」(全九冊)には、著者名は記されていないが、文中には、「元禄十年までハ、予御書院番頭にて」(「同」一)、「予か大番頭之時」(「同」四)、「予か大坂在番中、北条安房守殿江参たる折節、御用日にて鈴木飛驒守殿も有合、公事訴詔を聞れ裁断あり、予ニも聞侍れと兩人衆申されしまゝ、暫時の間一座し聞たる処」(「同」六)といふ記述があり、書院番頭を経たのち大番頭として大坂城に勤番し、大坂町奉行北条氏英(在任宝永六年「一七〇九」)ー享保九年「一七一四」)・同鈴木利雄(在任正徳二年「一七二二」)ー享保十四年「一七二九」)などとも接した経験をもつ人物が書いたものであることがわかる。これらの経歴から考えて、著者は旗本太田資良としてまず間違いないだろう。⁽¹¹⁾また、同史料には、各役職について、執筆当時の在職者の名前が書かれている場合が多いが、その在任期間から、「御役人代々記」が書かれたのは、享保七・八年頃と考えられる。⁽¹²⁾

同史料は、老中以下の幕府の各役職について、それぞれの職の由来や格、代々の在職者や役所に関するエピソードなどを記したものである。伝聞に基づく不確かな部分も多いと考えられるものの、さきの北条・鈴木に関する記事に窺えるように、自身の体験をもとにした記事もあり、とりわけ著者自身が活躍していた一七世紀後期ー一八世紀初期の幕府職制を検討するうえで見逃せないものである。

さて、この「御役人代々記」六の記述に関して、摂津国住吉郡平野郷町の宝永元年(一七〇四)「覚帳」⁽¹³⁾に、興味深い記事がある。それは、元禄八年十月二十九日付で、柳沢吉保の所領であった平野庄(この段階では、平野郷町は平野庄と称していた)の銭屋五兵衛と、大坂納屋町の者たちが江戸の評定所に差し出した「差上申一札之事」の写である。これには、五兵衛と納屋町の者たちとの間で起こった出入りの経緯と、五兵衛が遵守すべき裁決の内容が七カ条にわたって記されている。五兵衛の署名のあとには、五兵衛養女はるの母、納屋町年寄・五人組および湊屋善兵衛元手代が、右の旨承知し、以後出入りが起きないよう相談するとの一筆を書き添えている。この「差上申一札之事」の第一・第二条目を掲げておこう。

一大坂納屋町湊屋善兵衛去年六月相果候処、跡式之義、善兵衛実之娘はる平野庄銭屋五兵衛方江養娘ニ貰置候ニ付、善兵衛外ニ子も無御座候上ハ、右之娘はるニ善兵衛跡式被仰付可被下候、左候ハ、五兵衛方ニ娘相返シ可申由、去年大坂御奉行所江御訴訟申上候処、御詮儀之上御訴訟御取上無御座、善兵衛母春清当正月相果候節遺言之由ニ而、善兵衛妹聟木曾屋治兵衛伴孫兵衛ニ善兵衛跡式為取、家財之内孫兵衛弟妹などニもわけとらせ、且又納屋町表六間之家屋敷并商物善兵衛手代久兵衛ニとらせ候由、然処私義御当

地江相詰、右之段御訴訟申上候得者、御詮儀之上娘はる義善兵衛実子無紛相極、家屋敷・家財・金銀不残娘はるニ被下候旨当月十四日被仰渡難有奉存候事

一娘はる当年六歳ニ罷成候ニ付、五兵衛方ニ而養育仕、十四・五歳ニ罷成候ハ、相談仕、相応之者聟ニ取、大坂御奉行所江相窺相続為仕可申旨被仰付奉畏候事

すなわち、元禄七年六月に死去した納屋町湊屋善兵衛の跡式について、善兵衛実子はるを養娘として養育していた平野庄銭屋五兵衛が、はるに跡式を継がせたいと思い、同年に大坂町奉行所に訴訟したが、同人の主張は取り上げられなかつた。町奉行所の裁決は、元禄八年正月に死去した善兵衛母春清の遺言に従つて、跡式は善兵衛妹聟木曾屋治兵衛の伴孫兵衛にとらせ、家財は孫兵衛の弟や妹にも分与し、納屋町の家屋敷と商い物は善兵衛手代久兵衛にとらせるというものであつた。五兵衛は江戸に出て訴訟を行つた。同八年十月十四日、はるは善兵衛実子に間違いなく、善兵衛の家屋敷・家財・金銀すべてをはるに継がせる、はるは当年六歳であるので、五兵衛方で養育させ、同人には一四・五歳になつた段階で相応の者を聟に取らせ、大坂町奉行所の了解の上で相続させる等の裁決が下されたのである。

さきの「御役人代々記」六の記述と、この「覚帳」の記述とを較べてみると、訴訟の内容については、ほとんど一致していることに気づく。異なる点は、百姓が、前者では河内国の柳沢吉保領の者となつてゐるのに対し、後者では摂津国の同氏領の者であること、死んだ大坂の町人の娘は、前者では百姓の孫となつてゐるのに対し、後者では百姓の養娘となつてゐることだけである。あとの点についていえば、娘（はる）は実際には百姓（五兵衛）の孫で、養女という形をとつていていたのかもしれない。いずれにせよ、「御役人代々記」が加藤罷免のきつかけとなつたとする訴訟は、内容といい、時期といい、「覚帳」に記された訴訟であることは間違ひないであろう。なお、元禄八年十月二十九日付の一札が、宝永元年の「覚帳」に写されているのは、このころ、はるが一四・五歳に成長して聟をとることになつたからである。「覚帳」によれば、同年十一月四日、五兵衛や納屋町の町人たちが大坂町奉行に對して、はるの結婚を認めてほしい旨願つてゐる。また、この「差上申一札之事」のあとに同月二十一日付で記された文言（「右之通御江戸 御評定所江差上申一札之写相遠無御座候、以上」）から、この一札の写が、同月二十一日に同奉行に提出されたものとみられる。

二 京都・大坂両町奉行の増員と伏見・堺両奉行の廃止

前章で見たように、大坂納屋町の町人たちと平野郷町の銭屋五兵衛との間に起こつた争論をきっかけに、大坂町奉行加藤泰堅は罷免されることになるのであるが、その後の展開について、以下見ていく。

元禄九年（一六九六）正月十一日、加藤の後任として、永見重直が大坂町奉行に任命された。⁽¹⁴⁾ 四日後の十五日には、保田宗郷も大坂町奉行となる。この日には、滝川具章も京都町奉行になつている。保田・滝川ともに「新規」の任命であつた。また、伏見奉行青山幸豊が駿府城代に転出した。⁽¹⁵⁾

当時、京都町奉行は小出守里と松前嘉広の二人であつたが、滝川が任命されたことによつて三名となつた。また、前述のように、加藤が罷免された時、相役の大坂町奉行は松平忠周であつたが、永見・保田と相次いで同奉行に任命されたため、これも三名となつた。同じ日に両町奉行ともに一名の増員となつたのである。

ところで、両町奉行の定員増の意図は、いかなるものであつたのだろうか。ここで、ふたたび「御役人代々記」六の記述を検討してみよう。加藤は内藤式信のもとへお預け、与力は切腹と仰せつけられたと記したあと、同史料は次のように続ける。⁽¹⁶⁾

其砌ニ、遠国奉行二人なれハ老人となる事あり、其老人病氣ならハ又も如此の事あるへし、自今三人にて勤め然るへしと御沙汰にて、元禄九年正月十一日ニ保田美濃守殿を大坂町奉行被 仰付、是より三人に成たり

定員二人の遠国奉行は、一人が（江戸出府により）奉行所を留守にすれば相役一人となり、その一人が病氣になれば、今回のような事態がふたたび起ころ可能性があるため、三人体制をとるよう仰せつけられたというのである。この「御役人代々記」の著者の説明を裏付ける史料は、管見の限り存在しないが、前章での検討をふまえれば、「御役人代々記」の記述は信頼するに足ると考えてよいだろう。加藤事件を教訓に、幕府は、常時二人の奉行が奉行所に詰めておく態勢をとるようになつたわけであり、それは、幕府の遠国奉行政策の転換を示すものであつた。

二月二日、堺奉行佐久間信就が罷免されるとともに、伏見・堺の両奉行が廃止され、所属の与力・同心は、それぞれ京都町奉行・大坂町奉行に付けられることになった。また、伏見・堺が、それぞれ京都町奉行・大坂町奉行の支配となつた。「柳営日次記」同日条の本文には、「於之間老中列座二而、向後伏見者京町奉行支配、堺者大坂町奉行支配ニ可仕旨、両所之町奉行江被 仰付之」と記すだけであるが、書き込み部分には、次のような記述がある。

佐久間丹後守堺奉行御免

小出淡路守・滝川丹後守へ伏見向後京町奉行支配被 仰付候覺

覚

一京都町奉行三人之内、兩人ツ、向後御役所可罷在事

(候脱カ)

一伏見京都町奉行之支配被 仰付間、折々見廻、諸事念入可申付事

一只今迄京都之与力少給付、向後大坂之並被 仰付事

一与力廿五騎充二組、同心七十人充二組在勤之兩人ニ而支配可仕事

右之通被 仰出候

永見甲斐守・保田美濃守へ堺向後大坂町奉行支配被 仰付候覺

覚

一大坂町奉行三人之内、兩人充向後御役所ニ可罷在事

一堺大坂町奉行支配被 仰付候間、折々見廻、諸事念可申付事

一堺付之与力・同心大坂町奉行組ニ被 仰付候事

一与力三十。騎充二組、同心七十人充二組在勤之兩人ニ而支配可仕事

右之通今度被 仰出候(17)

京都・大坂両町奉行とともに、三人のうち二人は任地にいることとされ、伏見は京都町奉行が、また堺は大坂町奉行が支配し、時々見分するよう命じられた。伏見・堺両奉行付属の与力・同心は、それぞれ京都町奉行・大坂町奉行に付属することになった。京都町奉行は、与力東西各二〇騎、同心各五〇人⁽¹⁸⁾、伏見奉行は与力一〇騎、同心五〇人⁽¹⁹⁾であったが、伏見奉行の廃止により、京都町奉行付属の与力は各二五騎、同心各七〇人となつた。また、大坂町奉行は、与力東西各三〇騎、同心各五〇人⁽²⁰⁾、堺奉行は与力一〇騎、同心五〇人⁽²¹⁾であったが、堺奉行の廃止により、大坂町奉行付属の与力は各三三騎、同心各七〇人となつた。伏見奉行の廃止に伴い同心一〇人、堺奉行の廃止に伴い与力四騎と同心一〇人が削減されることになる。

以上のような経緯で、京都・大坂両町奉行の定員増と伏見・堺両奉行の廃止が行われたのであるが、ここで注意しておかねばならないことは、奉行の定員増は、京都・大坂両町奉行だけに止まらなかつたことである。図は、「柳営日次記」および「寛政重修諸家譜」により、元禄八年から同十六年までの各遠国奉行の任免状況をまとめたものである。⁽²²⁾以下、この図を見ながら、遠国奉行の動向をたどつてみたい。

まず、同九年二月十二日、伊勢の山田奉行岡部勝重および遠江国新居関の番を任とする荒井奉行松平忠明が「願に依りて」御免となつた。⁽²³⁾ついで、二月十四日には、岡部の後任の山田奉行に長谷川勝知が就任するとともに、久永勝晴が「新規」に山田奉行となつた。また、松平の後任として、成瀬重章が荒井奉行となるとともに、佐野政信が「新規」に荒井奉行に任じられた。⁽²⁴⁾こうして、定員一名であった山田・荒井両奉行が、それぞれ一名増となつた。

四月七日には、奈良奉行神尾元知と下田奉行高林利之が、「依願御役御免」となり⁽²⁵⁾、数日後には、ともに定員一名であった両奉行を、それぞれ一名増員している。すなわち、下田奉行については、四月十一日に、山口直之と蔭山親広を高林の後任とし⁽²⁶⁾、奈良奉行については、四月十四日に、内田守政と妻木頼方を神尾の後任としたのである。⁽²⁷⁾

以上のように、元禄九年正月から四月にかけ、幕府は遠国奉行の定員を見直し、定員二名の奉行だけでなく、定員一名の奉行も一名増員するという定員増政策を行つた。一名増員により定員二名となつた奉行の場合は、「御役人代々記」六に「御役所の明ざるやうニ、一年代に可勤之と被仰出」⁽²⁸⁾（奈良奉行についての解説部分）、「御役所の明ざるやうニ可勤之と被仰出」⁽²⁹⁾（下田奉行についての解説部分）とあるように、當時どちらかの奉行が勤務する態勢をとることをねらつたものである。また、定員二名の奉行にせよ、一名の奉行にせよ、

増員することによって、常時誰かが江戸に在府することになった。この元禄九年の遠国奉行改革は、それぞれの任地における奉行支配や奉行所の事務遂行をより十全のものとするとともに、江戸常駐によって幕府中央と遠国奉行との連絡を緊密にすることに目的があつたものと思われる。なお、いまひとつ付言するならば、この増員は単なる増員ではなく、人事の刷新をともなうものであつた。奈良・山田・荒井・下田の各奉行職はいずれも、それまでの奉行を罷免したうえで、新たに二名の奉行を任命していることは、先に見た通りである。

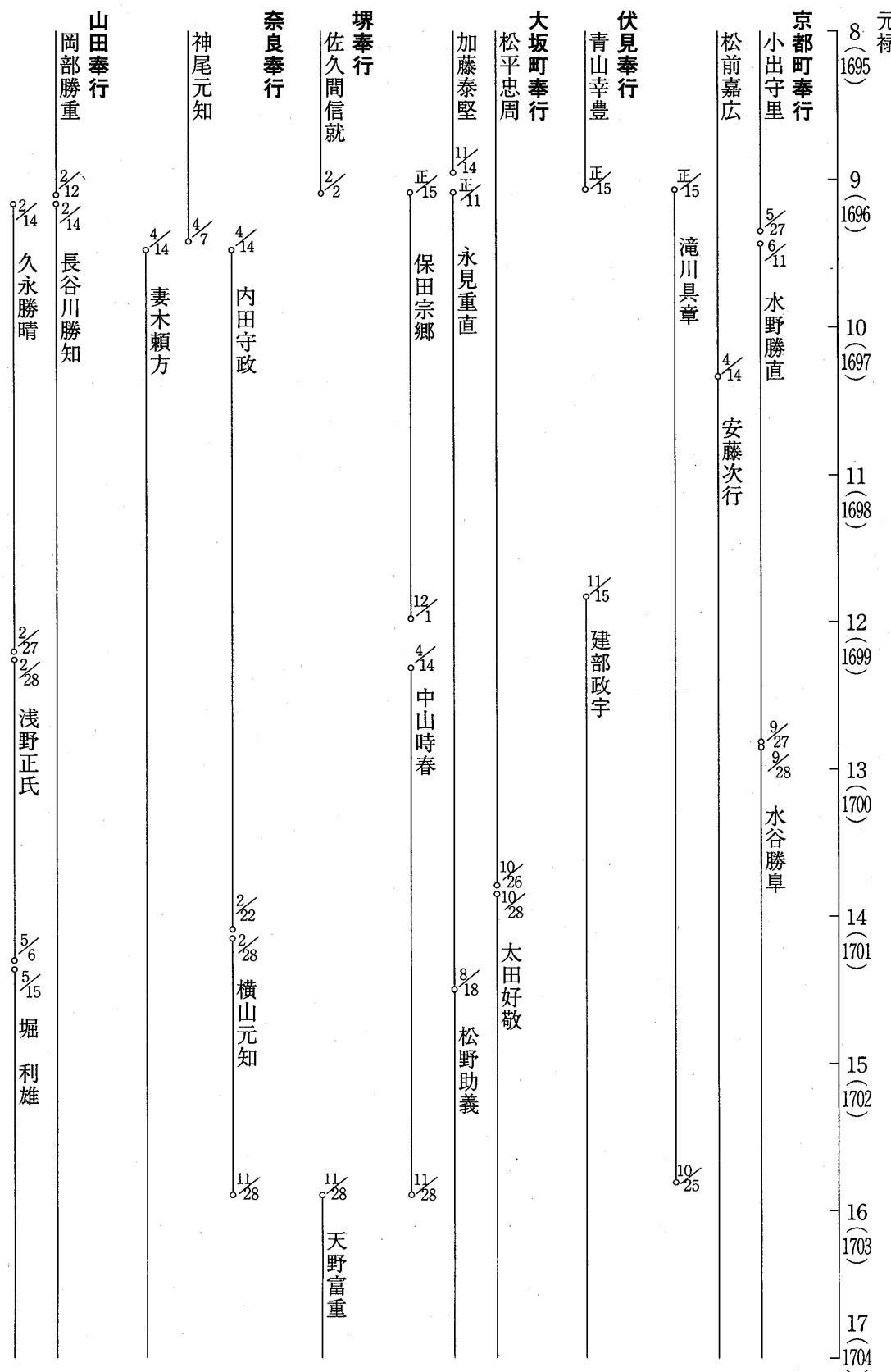
もつとも、図にあるように、増員はすべての遠国奉行について行われたわけではない。駿府町奉行は定員二名であつたが、増員されなかつた。佐渡奉行は定員一名で、元禄三年十月七日に勘定吟味方（のちの勘定吟味役）荻原重秀が兼任して以降、同人がその職にあつた。荻原は同九年四月十一日に勘定頭（勘定奉行）となつたが、引き続き佐渡奉行を兼ね、正徳二年（一七一二）九月十一日に勘定頭を罷免されたまで佐渡奉行を兼任した。⁽³⁰⁾ この間の佐渡奉行は荻原一人であり、増員はなかつた。荻原は、利得を得るため自ら望んで佐渡奉行を兼ねたといわれている。⁽³¹⁾ 同奉行を増員すれば、勘定吟味方または勘定頭として在府し続ける荻原と、任地にあつて勤務し続ける相役奉行へと遠国奉行政策が転換したと見てよいだろう。そのため同奉行の増員がなかつたものと考えられる。

このように、すべての遠国奉行について増員措置がとられたわけではないが、右の例は例外的なものであり、全体的に見れば、定員増へと遠国奉行政策が転換したと見てよいだろう。ともあれ、京都・大坂両町奉行の増員は、遠国奉行全般にわたる一連の定員増政策の一つと位置づけねばならないのである。

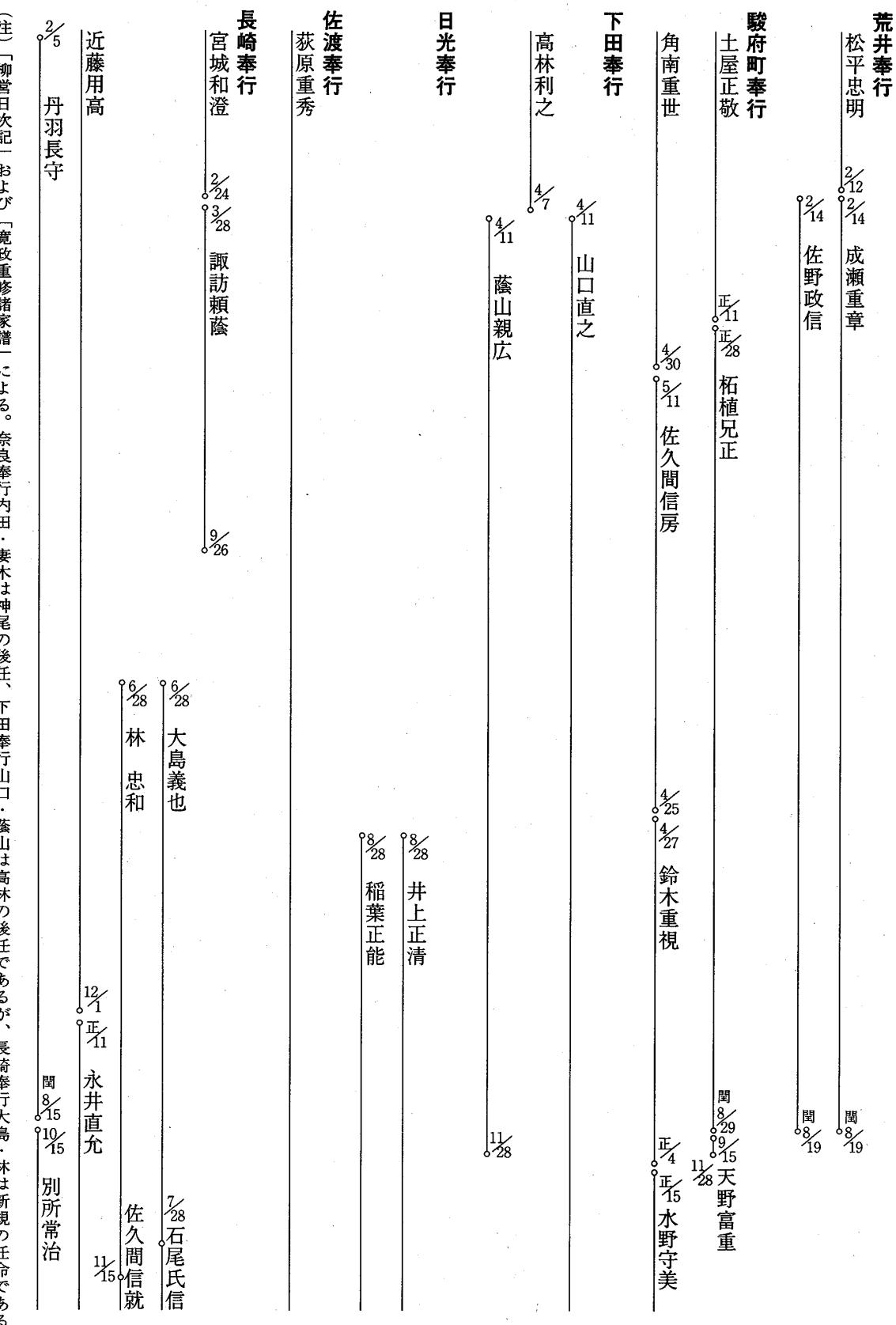
ところで、遠国奉行政策の転換が行われた元禄九年正月から四月にかけての時期には、幕府の地方職制上、見逃せない動きがあつた。それは、相模国の三崎奉行と走水奉行、および駿河国の清水奉行（清水船手）の廃止である。この三奉行は、通常いわれるところの遠国奉行、すなわち図に載せた各奉行よりは格下の遠国役人である。⁽³²⁾ 三奉行とも、それぞれ定員一名であつたが、同年二月二十一日、三崎奉行根来長清、走水奉行青山幸隆、清水奉行中川忠雄が「御役御免」となり、翌二十二日にはこの三奉行が廃止された。⁽³³⁾ 三崎・走水両奉行の与力・同心は、ともに召し放たれ、両地は代官支配となつた。また清水奉行の船と水主は、駿府町奉行の付属となつた。⁽³⁴⁾ 遠国奉行の定員増とあわせて、一部の遠国役人の整理・統合が行われたのである。

以上のことをふまえて伏見・堺両奉行の廃止を考えるならば、京都・大坂両町奉行の定員増とセットで行われたこの措置は、両町奉行の定員を増やすためにとられた、奉行職の整理・統合策と考えるのが自然ではないだろうか。また、伏見・堺両奉行をそのままにしてお

(図) 元禄八一十六年の遠国奉行就任者



元禄期における伏見・堺両奉行の一時廃止と幕府の遠国奉行政策（村田）



いて定員増を行えば、定員一名の奉行職は二名とするという原則のもとでは、伏見・堺ともに二名としなければならない。上方の四奉行で一挙に四名の増員（四月に定員増となつた奈良奉行を加えれば、五奉行で五名の増員）を行うことは、やはり異常であろう。ここは、京都・大坂にそれぞれ近接する伏見・堺の両奉行の廃止でバランスを保つかなかつたのではないだろうか。

大坂町奉行加藤泰堅の罷免をきっかけとして、幕府は、遠国奉行がそれぞれの任地で十分職務を果たし、かつ幕府中央との連絡が密にできるよう定員増を図つたが、そのことが伏見・堺両奉行の廃止をもたらしたといえる。このように考えるならば、朝尾・鎌田・藪田の諸氏のように、これを、当時の幕府上方支配がはらんでいた固有の矛盾を解決するためにとられた措置とする見方は、再考を要することになろう。あくまでも、両奉行の廃止は、元禄九年における幕府の遠国奉行政策の転換の結果ととらえるべきである。

もつともこのことは、幕府が当時の伏見・堺両奉行の機能や、その支配対象地域の実情とはまったく無関係に、奉行職の廃止を決定したことを意味するものではない。伏見の支配にとって、また堺および和泉国の支配にとって、独立した役職としての伏見奉行や堺奉行が必須のものであつたならば、幕府はそれらを廃止することはなかつたであろう。両奉行の機能を、それぞれ京都町奉行と大坂町奉行に吸収させても差し支えないと判断したからこそ、幕府は両奉行を廃止したのである。とすれば、幕府にそのような判断をさせた、両奉行および支配対象地域をめぐる当時の状況が問われねばならない。しかし、それにもかかわらず、両奉行の廃止には、これとは別の次元の論理が強力に働いたとするのが妥当ではないかと思われるるのである。

三 伏見・堺両奉行の復活と京都・大坂両町奉行の減員

前章で見たように、元禄九年（一六九六）における幕府の遠国奉行政策の転換の中で、京都・大坂両町奉行の定員増と伏見・堺両奉行の廃止が行わるのであるが、その後の動きについて、やはり図を見ながら検討していこう。

元禄十一年十一月十五日、廃止後わずか三年たらずで伏見奉行が復活し、建部政宇が同奉行に任せられた。³⁶⁾ 同月十八日には、もともと伏見奉行付属であった与力一〇騎・同心四〇人が、京都町奉行から伏見奉行に戻された。³⁷⁾ ただし、伏見奉行に任せられたのは一名だけで、定員一名の奉行職は二名とするという原則は、ここでは適用されなかつた。その意味では、元禄九年の遠国奉行政策の趣旨は、早くも崩

れることになる。

だが、遠国奉行全体としてみれば、元禄十五年までは、改革の趣旨はおおむね維持されていた。長崎奉行は定員三名であつたが、同二年六月二十八日に大島義也と林忠和が同奉行に任命されたことで、定員四名に増えている⁽³⁸⁾。また、伏見奉行の復活にもかかわらず、京都町奉行の定員が三名のまま維持されたことは、二名は任地に、一名は江戸にという原則が守られていたことを意味する。

伏見奉行の復活は、同奉行が、元来西国守衛の役割をも担つていると認識されていたことと無関係ではないようである。寛政期に著された「京兆府尹記文」は、「今も百年斗り以前の事なりしが、暫くは京都町奉行三人に仰付られ、伏見表へ壱ヶ月替りニ勤役せし事之有けるが、西国御備へ故いかゞなりとて以前の如く大名役にそ成ける」⁽³⁹⁾と記している。伏見奉行の廃止後、京都町奉行が一ヶ月交代で伏見に詰めるという態勢をとることになったが、これは西国守衛という観点からは問題があつたというのである。つまり、民政を主たる任務とする小身の京都町奉行⁽⁴⁰⁾では、伏見奉行の役割・権限を完全にはカバーできなかつたということである。ともに廃止された堺奉行とは違つて、伏見奉行がいち早く復活したのは、このことによると思われる。

「京兆府尹記文」がいうように、復活後の伏見奉行は「大名役」となつた。復活後最初の伏見奉行となつた建部政宇は、播磨国林田に城地を有する一万石の大名⁽⁴¹⁾で、以後も、多くは一万石余りの大名か、大名並の格を有する旗本が同奉行に任せられている⁽⁴²⁾。廃止時までの歴代の伏見奉行については、万石以上の者が任せられた例はないから、「以前の如く」という表現は正しくないが、復活を機に「大名役」となつたことには意味があるようと思われる。すなわち、京都町奉行を増員したまでの伏見奉行復活は、京都町奉行の増員とセツトで伏見奉行が廃止された以上認めがたいが、同奉行に新たな性格づけを行えば、それも可能であつたということである。つまり、同奉行を、西国守衛をも任務とする大名役という、他の遠国奉行にはない性格をもつた特別の遠国奉行として位置づけ直すことによつて、元禄九年の遠国奉行改革との両立を図つたのではないだろうか。そう考へれば、改革着手後わずか三年たらずの段階にもかかわらず、定員二名でなく定員一名として復活したこともうなづける。

もつとも、「西国御備へ」という役割が、もともと伏見奉行に課されていた任務であつたのか、また、京都町奉行が同奉行を兼帶したことによつて、幕府が西国守衛に不安を感じたという事実が本当に存在したのかについては、現段階では明確にすることはできない。伏見の支配にとつて、やはり伏見奉行がなくてはならないものと認識されたが、尋常の方法では復活させることができないため、あえて

「西国の御備へ」という役割を創出した可能性もある。これらは今後の検討課題としたいが、廃止されたことによつて、かえつて伏見奉行の軍事的役割が認識されたことは事実であろう。

さて、元禄九年以来の遠国奉行の定員増政策が大きな変化を見せるのは、同十五年閏八月から十一月にかけての時期である。まず、閏八月十九日に荒井奉行が廃止され⁽⁴⁴⁾、十月二十五日には、京都町奉行滝川具章が「御役不相応ニ付」罷免となり⁽⁴⁵⁾、同町奉行の定員はふたたび二名に戻る。「柳營日次記」同日条の書き込み部分には、

一京都町奉行水谷信濃守江左之通達之

安藤駿河守

水谷信濃守

右兩人京都住宅仕、三四年置ニ致参府、四五ヶ月在府仕候様ニ可致候、且又与力・同心先規之通、両組ニ分ケ支配仕候様ニと被仰出候、可被得其意候、以上

右之通、於竹之間信濃守へ以書付相模守申渡、尤老中列座

(老中土屋政直)

と記されている。三一四年間任地にあり、その後四一五カ月間在府することとしたのである。

ついで十一月二十八日には、大坂町奉行中山時春が勘定奉行に転出するとともに、駿府町奉行天野富重が堺奉行となり、堺奉行が約六年一〇カ月ぶりに復活する。同時に、奈良奉行・下田奉行がそれぞれ一名減となる。「柳營日次記」同日条の本文（ただし、中山・天野の肩書および「病氣ニ付」等の小字は書き込み部分）には、次のようにある。

御勘定頭

井戸対馬守跡

五百石御加増

大坂町奉行

中山半右衛門

堺奉行

駿府町奉行
天野伝四郎

御役料七百俵被下之

与力・同心被仰付、元禄九年止、今日再被仰付之

右於御前被仰付之

一奈良奉行横山左衛門御役御免、向後老人被被仰付之罷成候付而也

一下田奉行蔭山数馬御免、向後老人被被仰付之罷成候付而也

病氣二付
勤ニ罷成ニ而也

勤ニ罷成ニ而也

奈良奉行横山元知および下田奉行蔭山親広は、両奉行をそれぞれ以後定員一名とするために、罷免されたのである。このことから、京都町奉行滝川具章の罷免も、同人が「御役不相応」であつたことが事実であるとしても、まず同町奉行の定員減を意図したことによるのではないかと考えられる。また、「柳營日次記」同日条の書き込み部分には、

一堺奉行天野伝四郎へ左之書付渡之

覚

与力 六騎

同心 四十人

右之通堺奉行組被仰付之

一右与力・同心ハ前方堺付より大坂町奉行組へ入候分、今度差返候間、可被存其旨候
一御役料七百俵被下候

以上

十一月廿八日

但、堺奉行者七年以前子二月、大坂町奉行支配ニ被 仰付之処、此度如先規被 仰付之

と記されている。堺奉行の復活にともない、かつて堺奉行に付属し、元禄九年以来大坂町奉行付属となつてゐた与力六騎、同心四〇人が堺奉行に戻されたのである。

翌二十九日、大坂・堺・奈良・駿府・下田の各（町）奉行の勤務のありかたが定められた。

一 京都・大坂・奈良・駿府・下田へ以繼飛脚左之通達之

大坂江

大坂町奉行如先規兩人ニ而可相勤旨被 仰出之、組茂与力三十騎充、同心五十人充、都合六十騎・百人ニ被 仰付之間、可存其旨、然者太田善太夫・松野河内守儀、向後大坂住宅仕、三四年置致參府、四五ヶ月在府仕候様可致之、与力・同心右之員數両組江分け、支配可仕、且又今度天野伝四郎堺奉行被 仰付依彼組与力・同心ハ先年堺付より大坂町奉行組江入分、此度堺付被 仰付之間、与力六騎、同心四十人ハ堺奉行へ可差返之、尤大坂町奉行より堺支配仕儀相止之条、可存其趣之由大坂之面々江以覺書達之、此旨京都江も申遣之

奈良江

奈良奉行如先規向後一人ニ而可相勤旨被 仰付、勤方之儀者、役所住宅仕、三四年置致參府、四五ヶ月在府仕候様ニと被 仰出之間、可存其趣由、妻木彦右衛門江以覺書達之

駿府江

駿府町奉行向後一人ニ而可相勤旨被 仰出之、組者与力六騎、同心六十人ニ被 仰付之条、可存其旨、然者鈴木兵九郎儀、向後役所住宅仕、三四年置致參府、四五ヶ月在府仕様可致之、且又右之外相残与力四騎、同心四十人者御扶持被 召放之間、其段可申渡由駿府之面々江以覺書達之

下田江

下田奉行向後一人二被 仰付之、勤方之儀者、役所住宅仕、三四年置致參府、四五ヶ月在府仕様被 仰出之条、可存其趣由、山口勘兵衛へ以覺書達之

これは、「柳營日次記」同日条の書き込み部分の記述である。奈良・下田の両奉行をそれぞれ定員一名に減員することは、前日に、在府中の横山元知と蔭山親広に罷免が申し渡された際に明らかになっていたが、ここで現地の両奉行に対しても、その旨を記した覺書が發せられたのである。また、大坂町奉行と駿府町奉行に対しても、定員一名減が伝えられた。大坂町奉行付属の与力・同心は、堺奉行廃止以前と同様、それぞれ六〇騎、一〇〇人となつた。駿府町奉行は、前述のように、元禄九年に定員増が行われたのではなかつたが、このとき一名減となつた。駿府町奉行天野富重が、復活したばかりの堺奉行に転出したあとを補わなかつたのである。なお、このとき与力・同心の数も削減された。

このように、幕府は、元禄十五年の十月から十一月にかけ、定員三名の遠国奉行（京都町奉行・大坂町奉行）は二名に、定員二名の遠国奉行（駿府町奉行・奈良奉行・下田奉行）は一名に減員するという措置をとつた。そして、そのいずれもが、三一四年任地にあり、その後江戸に下つて四一五カ月在府するという勤務形態をとるよう定められた。この新たな勤務形態は、減員という条件のもとで、それまでと同じく任地で「御役所の明ざるやうニ」（「御役人代々記」六）職務を果たすことができるようと考え出された方式といえる。減員して定員二名となつた奉行はまだしも、定員一名となつた奉行は、従来どおりの江戸出府を行うかぎり、任地で腰を落ち着けて職務を遂行することはできない。幕府は、勤務全体の中における江戸出府・江戸滞在の占める比重をできるだけ小さくすることと、この問題を解決しようとしたのである。

第二章で、元禄九年の改革の目的は、遠国奉行がそれぞれの任地で十分職務を果たし、かつ幕府中央との連絡を密にすることにあつたのだろうと述べたが、まずは前者を実現することに重点が置かれたことは間違いないだろう。とするならば、元禄九年の改革と一見相反するように見えるこの元禄十五年の改革であるが、実際には元禄九年の改革の基調を維持し続けたといつてよい。

では、幕府が、元禄九年以来の遠国奉行の定員増政策をふたたび転換させて、奉行職の廃止（荒井）と減員（京都・大坂・奈良・駿府・下田）を行つたのはなぜか。筆者は、これに答えるだけの十分な材料を持ち合わせていないが、元禄九年以来増加傾向にあつた遠国奉行

(表) 遠国奉行の定員総数の推移 (元禄9—15年)

年月日	人数(人)	備考
元禄9年(1696)正月朔日	16	元禄9年の改革直前
5月朔日	20	元禄9年の改革直後
11年(1698)12月朔日	21	伏見奉行復活直後
12年(1699)7月朔日	22	長崎奉行増員直後
13年(1700)9月朔日	24	日光奉行新設直後
15年(1702)12月朔日	18	元禄15年の改革直後

全体の定員の総数を、できるだけ本来の数に戻すとともに、奉行配置のあり方を、それぞれの任地や奉行支配の実情に即して再編しようとしたのではないかと考える。

ここで、元禄九年の改革直前から同十五年の改革直後までの遠国奉行の定員総数の変化に注目してみたい。表は、元禄九年の改革直前、同直後、伏見奉行復活直後、長崎奉行増員直後、日光奉行新設直後、元禄十五年の改革直後の各時期の遠国奉行の定員総数を示したものである。元禄九年の改革直前については、改革が始まつた月の朔日時点、その他については、それぞの事柄があつた翌月の朔日時点とした。図の奉行数と一致しない年があるのは、そのとき、欠員の生じている奉行職があつたからである。元禄九年の改革の前後では、定員総数は一六と二〇である。元禄十一年十一月の伏見奉行の復活、同十二年六月の長崎奉行の増員(一名)、同十三年八月の日光奉行の新設(定員二名)と続き、定員総数は二四にまで増加した。

他方、廃止されたままになつていていた堺奉行については、元禄九年に大坂町奉行が兼帶して以来、大坂町奉行所の事務量や和泉国および堺に対する支配などに關して、さまざまな矛盾が露呈し、復活が図られつつあつたのではないか。しかし、定員総数はすでに元禄九年の改革直後に較べ、すでに四名も上回つていて、これに加えて堺奉行を復活させようとすると、五名の増員となる(二名制としての復活であれば六名)。そこで、同十五年に改めて奉行職の再編が行われ、廃止または減員しても差し支えないと考えられた奉行職に手がつけられたのではないだろうか。こうして、荒井奉行は廃止、京都・大坂・駿府の各町奉行と奈良・下田の両奉行は減員、堺奉行は復活、伏見・山田・日光・佐渡・長崎の各奉行は現状維持という措置がとられ、定員総数が一八にまで減少したと考えられるのである。

元禄期における伏見・堺両奉行の廃止－復活の経緯について検討してきた。両奉行の廃止は、当時の幕府上方支配が抱えていた諸矛盾への対応策として打ち出されたものではなく、大坂町奉行加藤泰堅の罷免に端を発した元禄九年（一六九六）の遠国奉行改革の結果として行わたることは間違いないだろう。そこに、京都・大坂への権力集中の積極的な意図を読み取ることは困難であるようと思われる。廃止後数年にして両奉行が相次いで復活したことが、そのことを物語っているのではないか。両奉行の廃止は、まずは元禄期幕政史の問題としてとらえねばならないのである。

いっぽう、その復活は、両奉行が廃止され、その機能が京都・大坂両町奉行に吸収されたことによつて生じたさまざまな不都合を解消するための措置と考えるべきであろう。両奉行は、幕府上方支配にとって、やはり不可欠のものであつたのである。そして、堺奉行復活のもくろみは、廃止のときは逆に、元禄十五年の幕府の遠国奉行改革の起点となつたのではないかと推測される。

幕府の上方支配において、元禄期は享保期にまさるとも劣らぬ重要な意味をもつてゐる。本稿で取り上げた伏見・堺両奉行の一時廃止と京都・大坂両町奉行の一時増員も、もちろん大きな事件であるが、他にも注目すべき動きが多数見られる。年表風にいくつかを記すならば、元禄十一年七月には、幕府は上方八カ国代官に対し、以後勘定奉行に伺うことがあれば京都町奉行にも伺うようにと申し渡し、京都町奉行の上方八カ国代官統括機能の強化が図られた。同十二年四月には大津藏奉行が廃止され⁽⁴⁷⁾、同十四年十一月には、幕府から京都所司代に達すべきことは、今後大坂城代にも達すとして、大坂城代の地位引上げが図られている⁽⁴⁸⁾。また、京都町奉行が、本来の機能に加えて代官としての機能をもたされ、上方幕領を預かるようになつたのも元禄期という。⁽⁴⁹⁾

右に述べたことのうち、いくつかはすでに知られていることであるが、これらの事実に示されているように、元禄期は幕府上方支配機構の再編期であつた。そしてそれは、当然のことながら上方地域に対する支配の変化をもたらした。和泉国に關していえば、堺奉行の廃止期間中、堺はもとより和泉国村々が大坂町奉行の支配下に入ることになった。その結果、堺には大坂なみの支配が行われるようになり⁽⁵⁰⁾、和泉国村々には摂津・河内両国と同様、郡触（郡を単位に、領主の別なく村から村へ回達される触）が回されるようになつた⁽⁵¹⁾。それまで、堺奉行は同国に郡触を出すことはなかつたから、大坂町奉行の堺奉行兼帶は、堺奉行の機能を吸収した以上の意味をもつてゐたといえる

のである。⁽⁵²⁾

現在のところ、元禄期の幕府上方支配機構の再編やその影響に関する本格的な研究は皆無といってよい。果たすべき課題は多いが、今後この問題について検討を深めていきたいと考えている。

注

- (1) 朝尾直弘『近世封建社会の基礎構造』（御茶の水書房、一九六七年）第五章「畿内における幕藩制支配」。
- (2) 鎌田道隆『季刊論叢日本文化4 近世都市・京都』（角川書店、一九七六年）第四章「寛文の改革」。
- (3) 享保の国分けについては、村田「享保の国分けと京都・大坂町奉行の代官支配」（大阪大学文学部日本史研究室編『近世近代の地域と権力』清文堂出版、一九九八年）で若干検討している。
- (4) 藤田貫『攝河支配国』論—日本近世における地域と構成—（脇田修編著『近世大坂地域の史的分析』御茶の水書房、一九八〇年）。
- (5) 大宮守友「奈良奉行所記録」解説にかえて—付論 近世前期の奈良奉行—（同氏編『清文堂史料叢書第75刊 奈良奉行所記録』清文堂出版、一九九五年）。
- (6) 「柳営日次記」（国立公文書館内閣文庫所蔵）は、外題は「年録」となっている。周知のように、幕府日記の転写本で、「徳川実紀」編纂用に用いられたものである。もともとの記述の写（以下「本文」とよぶ）に加えて、他史料からの引用記事など、さまざまな書き込みがある。この申し渡しの行間の文言も、「徳川実紀」編纂時の書き込み部分である。なお、最近小宮木代良氏が、「徳川実紀」引用『日記』の検討（『日本歴史』四八六、一九八八年一月）、「家綱將軍初期（慶安四年四月より万治三年）における幕府記録類について」（『東京大学史料編纂所研究紀要』一〇、二〇〇〇年三月）などで、「柳営日次記」等「徳川実紀」引用の幕府日記についての検討を行っている。
- (7) 『新訂寛政重修諸家譜』第十三（続群書類從完成会、一九六五年）一七頁。
- (8) 東京都公文書館所蔵の筆写本。これは、戦前の東京市史編纂時に、当時の大蔵省が所蔵していた「御役人代々記」を筆写したものである。ここでは、同館所蔵のマイクロフィルムを利用した。「御役人代々記」は全九冊から成り、大蔵省編『日本財政経済史料』卷四（財政経済学会、一九二二年）に部分的に引用されている。ただし、東京都公文書館所蔵の筆写本とは、表記が異なる部分もある。

(9) この部分は、『日本財政経済史料』卷四、三六八—三六九頁に掲載されている。

(10) 『日本財政経済史料』卷四では三七二頁。

(11) 「柳営補任卷之四」（『大日本近世史料 柳営補任』 東京大学出版会、一九六三年）の「御書院番頭」の項によれば、元禄十年（一六九七）に書院番頭を退いた人物は、水野重矩・太田資良・稻葉正倚・岡部正敦・安藤信富の五名である。この五名を『新訂寛政重修諸家譜』で調べると、その後大番頭を勤めたのは、水野・太田・稻葉の三名に絞られる。彼らの没年は、順に正徳一年（一七一二）、享保十二年（一七二七）、正徳四年であり、「御役人代々記」に記述のある享保期まで生きた太田が残る。太田は五〇〇〇石の旗本で、天和三年（一六八三）定火消、元禄三年（一六九〇）小姓組番頭、同六年（一六九三）書院番頭、同十年側衆と歴任し、同十一年まで側衆を勤めたのち、正徳五年に大番頭となり、享保七年まで同職にあつた（『新訂寛政重修諸家譜』第四、三八二—三八三頁）。

(12) 執筆当時の京都町奉行として、諏訪頼篤（在任正徳四年（一七一四）—享保八年（一七二三））と河野通重（在任享保六年—同九年）、佐渡奉行として小浜久隆（在任享保六年—同十年）・山岡景顯（在任享保七年—同十一年）の名をあげている。なお、「御役人代々記」は、太田が大番頭の辞職を機にまとめたものか。

(13) 平野郷町杭全神社所蔵。ここでは大阪市史編纂所所蔵の写真版を利用した。

(14) 「柳営日次記」元禄九年正月十一日条本文。

(15) 「柳営日次記」元禄九年正月十五日条本文。

(16) 「御役人代々記」六。『日本財政経済史料』卷四では三六九頁。

(17) なお、「御当家令条」卷二十一には、この二つの「覚」と似通つた内容の「覚」が収録されている（「御当家令条」二六五号、石井良助校訂『近世法制史料叢書』第二、創文社、一九五九年）。「柳営日次記」の二つの「覚」を合体させて一つの「覚」としたもので、七カ条から成り、文末に「元禄九也子二月」と記す。「柳営日次記」の京都町奉行宛「覚」第四条にはない付けたり（「付、伏見付之内二て、同心拾人伏見可相残事」）、および大坂町奉行宛「覚」第四条にはない付けたり（「付、堺付之内二て、与力四騎、同心拾人堺に可相残事」）がある。他にも異同がある。

(18) 「京都御役所向大概覚書」二のうち「京奉行屋鋪并組屋敷間数之事」（岩生成一監修『清文堂史料叢書第5刊 京都御役所向大概覚書』上巻、

清文堂出版、一九七三年)、「御役人代々記」六(『日本財政經濟史料』卷四では三五〇頁)。

- (19) 「御役人代々記」六。『日本財政經濟史料』卷四では四〇六頁。
- (20) 「覚書」(大阪商業大学商業史博物館所蔵)のうち、宝永六年(一七〇九)三月「与力由緒書」。
- (21) 「御役人代々記」六。『日本財政經濟史料』卷四では三八一—三八二頁。
- (22) 遠国勤務の諸役人のうち、ふつう遠国奉行といわれるものは、元禄期であれば図に掲載した諸奉行を指す。老中支配で、江戸城での控えの間は芙蓉の間、多くは諸大夫であった。延享元年(一七四四)六月「当時殿中席書」(『御触書寛保集成』[岩波書店、一九三四年]二二号)には、「芙蓉之間」として、一一の遠国奉行を含む二四の役職が列挙されている。一一の遠国奉行を席次順に書き上げると、伏見・長崎・京都町・大坂町・山田・日光・奈良・堺・駿府町・佐渡・浦賀の各奉行となる(ただし、この席次は時代により若干違ひがある)。この段階では、荒井奉行は廃止されており(後述)、下田奉行は浦賀に移つて浦賀奉行と改称している。
- (23) 「柳営日次記」元禄九年二月十二日条本文。
- (24) 「柳営日次記」元禄九年二月十四日条本文。
- (25) 「柳営日次記」元禄九年四月七日条本文。
- (26) 「柳営日次記」元禄九年四月十一日条本文。
- (27) 「柳営日次記」元禄九年四月十四日条本文。
- (28) 「御役人代々記」六。『日本財政經濟史料』卷四では四一八頁。
- (29) 「御役人代々記」六。『日本財政經濟史料』卷四では四三六頁。
- (30) 『新訂寛政重修諸家譜』第十、一四三頁。
- (31) 「御役人代々記」六は、「此人(荻原一引用者、以下同)ハ松平美濃守殿(柳沢吉保)江取入たる人なれハ、徳用あらんため佐渡奉行を望れ」と記している(『日本財政經濟史料』卷四では四九一頁)。
- (32) 廃止時の奉行である根来長清(三崎)・青山幸隆(走水)・中川忠雄(清水)が、就任前または就任直後に布衣を着することを許されていることから知られるように(『新訂寛政重修諸家譜』第十六、三五二頁、「同」十二、一〇一頁、「同」五、三九頁)、三奉行とも、諸大

夫ではなく、布衣の役職であった。また、「御役人代々記」六によれば、清水奉行の江戸城での控えの間は擲躅の間であった。三崎・走水の両奉行も、少なくとも万治二年（一六五九）段階では同じく擲躅の間であった。同年九月、諸士着座の席が定められたが、擲躅の間の項に、三崎奉行松崎権左衛門（吉次）・走水奉行佐野与八郎の名が見える（『御触書寛保集成』一九号）。

（33）「柳當日次記」元禄九年二月二十一日条本文。

（34）「柳當日次記」元禄九年二月二十一日条本文および書き込み部分。

（35）「御役人代々記」六。

（36）「柳當日次記」元禄十一年十一月十五日条本文。

（37）「柳當日次記」元禄十一年十一月十八日条書き込み部分。

（38）「柳當日次記」元禄十二年六月二十八日条本文。このとき両名は、「向後四人ニ而隔年ニ長崎可相勤候」と申し付けられた。

（39）岡藤利忠著「京兆府尹記曳」巻之壱（国立公文書館内閣文庫所蔵）のうち、「伏見奉行職掌」の項。同史料は、寛政十一年（一七九九）三月の「序」をもつ。

（40）このころまでの京都町奉行は、四〇〇〇石の旗本が就任したこともあるが、おおむね一〇〇〇石台の旗本が任せられており、伏見奉行とは大きな開きがあった。『国史大辞典』4（吉川弘文館、一九八四年）「京都町奉行」の項の京都町奉行一覧および注（43）参照。

（41）『新訂寛政重修諸家譜』第七、八一―八二頁。

（42）建部以降、かりに安永期までの伏見奉行を列挙してみると、順に石川総兼・北条氏朝・小堀政峯・菅沼定用・堀直寛・久留島光通・本多忠栄・小堀政方となる。「寛政重修諸家譜」によれば、このうち一万石未満は、石川（七〇〇〇石）・菅沼（同）・本多（九〇〇〇石）の三名で、菅沼は「譜第万石以上の末に列し、帝鑑間に候す」（祖父定実の項、『新訂寛政重修諸家譜』第五、三〇二二頁）家柄であった。

（43）伏見奉行が、元禄期にみるような姿になるのは、京都代官や京都町奉行の設置等、幕府上方支配機構の再編が行われた寛文期である。「寛政重修諸家譜」によれば、以後、廢止時までの歴代伏見奉行の所領高は、順に水野忠貞五〇〇〇石、仙石久邦六〇〇〇石、戸田忠時六〇〇俵および一〇〇〇石、岡田善次六〇〇〇石、青山幸豊四〇〇〇石である。「御役人代々記」六は、小堀政一を初代伏見奉行と理解しているが（『日本財政経済史料』卷四では四〇六頁）、同人の所領高は一万二四六〇石であった（『新訂寛政重修諸家譜』第十六、一〇八頁）。

「京兆府尹記吏」の著者も、小堀のことを念頭に置いて「以前の如く」と記した可能性はある。なお、寛文期における幕府上方支配機構の再編については、前掲注（1）朝尾『近世封建社会の基礎構造』第五章「畿内における幕藩制支配」、注（2）鎌田『季刊論叢日本文化4 近世都市・京都』第四章「寛文の改革」、藤井譲治「京都町奉行の成立過程」（京都町触研究会編『京都町触の研究』岩波書店、一九九六年）を参照のこと。

(44) 「柳營日次記」元禄十五年閏八月十九日条本文。

(45) 「柳營日次記」元禄十五年十月二十五日条本文。

(46) 「柳營日次記」元禄十一年七月二十八日条書き込み部分。元禄十一年七月二十一月「日記下」（国立公文書館内閣文庫所蔵）同日条。

(47) 「柳營日次記」元禄十二年四月十日条書き込み部分。

(48) 「柳營日次記」元禄十四年十一月二十八日条書き込み部分。

(49) 「御役人代々記」六。『日本財政經濟史料』卷四では三五二頁。京都町奉行の幕領預かりは、地方文書からも確認できる。摂津国西成郡十八条村は、元禄十六年まで久下作左衛門代官所であったが、翌宝永元年（一七〇四）には、京都町奉行水谷勝阜の預地となっている（十八条村藻井家文書、大阪市史編纂所所蔵の写真版による）。

(50) たとえば元禄十年（一六九七）十一月、堺の町々に對して、湯桶をたき、錢をとつて人を入れることや、辻々で田楽・麵類を売つたり、あるいはうなぎなどを焼いて売つたりすることが禁止された（「自元禄四年至宝永三年公儀触書留」「堺市史史料」二十四、堺市立中央図書館所蔵）。これらの行為は、当時の堺では普通に行われていたようであるが、大坂では禁止されており、それに準じて堺でも禁止の措置がとられたのである。

(51) 元禄九年七月、郡触回達の準備として、大坂町奉行所は和泉国の各郡から触順の書き上げを提出させている。和泉国大鳥郡上神谷豊田村小谷家文書（国文学研究資料館史料館所蔵）の中には、その控えである「泉州大鳥郡村次之覚」が残されている。また、同家文書中の触留帳には、堺奉行が廢止されていた間に、大坂町奉行から回達された郡触が書き留められている。なお、郡触については、村田「近世の地域支配と触」（『歴史評論』五八七、一九九九年三月）を参照のこと。

(52) 村田「上方行政機構の再編」（大石学編『日本の時代史16 享保改革と社会変容』、吉川弘文館、二〇〇三年刊行予定）において、大坂町

奉行による和泉国支配について、元禄期の堺奉行廃止期間中と、享保七年（一七二二）の国分け以後とを対比させつつ検討しているので、参考されたい。

（付記）史料閲覧にあたっては、大阪市史編纂所、国立公文書館、東京都公文書館、国文学研究資料館史料館、堺市立中央図書館、大阪商業大学

商業史博物館の方々のお世話になつた。記して謝意を表する次第である。なお、本稿は、平成一四年度文部科学省科学研究費基盤研究B

（1）「畿内譜代大名岸和田藩の総合的研究」（研究代表者藤本清一郎）による成果の一部である。